

名取市 第26号 令和7年3月 発行

農業委員会だより

名取市農業委員会事務局

名取市増田字柳田80番地

☎ 022-724-7154

E-mail: noui@city.natori.miyagi.jp

農地貸借の制度が変わりました！

～農用地利用集積計画（利用権設定）のご確認をお願いします～

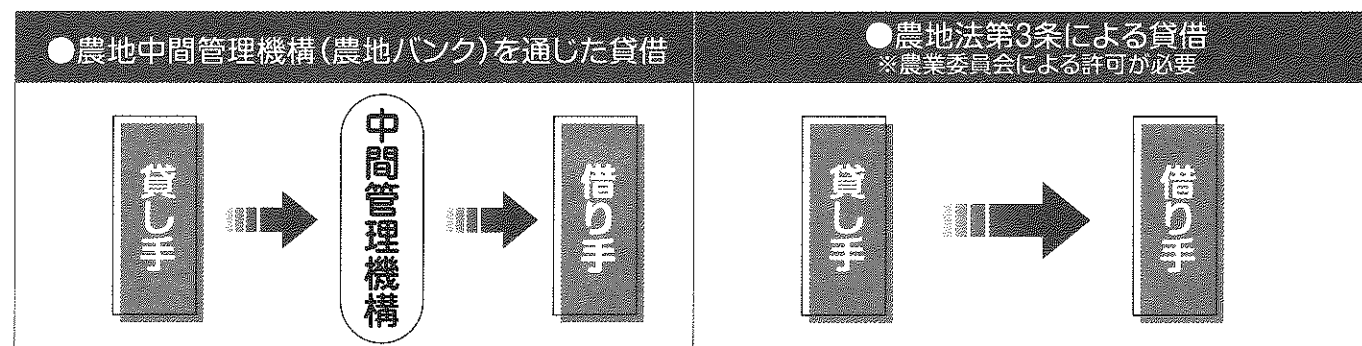
利用権設定期間満了の更新はありません。

今後は計画書の期限で契約期間は切れますが、改めての更新通知はありませんので、皆様におかれましては、いつまでの契約となっているか、**必ずご確認をお願いいたします。**

※農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、今まで農業委員会を通じて行っていた農地の貸借（農用地利用集積計画に基づく2者間での契約による「利用権設定」）が廃止され、農地中間管理事業を通じた貸借に一本化となりました。

今後は、JAが窓口で扱う「**農地中間管理機構（農地バンク）**」または農業委員会が扱う「**農地法第3条**」による貸借の活用をお願いします。なお、**現在契約中の利用権設定につきましては、期間満了日まで有効です。**

【令和7年4月以降】



農地中間管理機構（農地バンク）による貸借がおすすめです

【所有者】

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる
- 農地バンクに貸し付けた農地について税制優遇が受けられる など

【耕作者】

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できる
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる など

注) 農地バンクによる農地の貸し借りは現金精算(手数料が発生します)となります。

農地の権利移動や転用手続きには許可が必要です

農地の権利移動や転用には、農地法等による制限があります。事前に農業委員会事務局へご相談ください。

- ・農地を農地のまま、権利の移動を行うとき（売買や贈与・賃借権設定など）
- ・農地の所有者が、自分のために農地を転用するとき（農地に自宅を建築など）
- ・農地の所有者以外が、農地を転用するとき（農地に分家住宅建築する、農地を業者等に売買するなど）

農地に関する申請等の締切日

- ・農地法による許可申請受付締め切り 毎月5日（土・日・祝日の場合は直前の平日）
- ・市街化区域の農地転用の届出受付 随時行っております。

農家相談

毎月、農家相談を行っています。日時は「広報なとり」に掲載しています。事前の予約も受け付けています。

令和7年度農家相談日

4月10日(木)、5月12日(月)、6月10日(火)、7月10日(木)、
8月8日(金)、9月10日(水)、10月10日(金)、11月10日(月)、
12月10日(水)、1月9日(金)、2月10日(火)、3月10日(火)

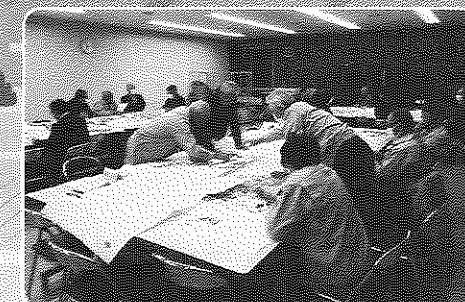
時 間: 13:30~16:00

会 場: 名取市役所5階 農業委員会事務局

地域計画が策定されます

令和5年度から地域ごとに「協議の場」が開催され、目標地図の作成に取り組んできましたが、令和7年3月31日の公告を経て「名取市地域計画」が策定されます。

地域計画は、策定して終わりではなく、今後も継続して更新を行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。



／これからの農家を担う世代へ／ 農業者年金に入りませんか？

- ① 60歳未満で年間60日以上農業に従事し国民年金第1号保険者（国民年金の保険料納付免除を除く）の方はどなたでも加入できます。
- ② 一定の要件を満たす方には保険料補助があります
- ③ 保険料は、全額社会保険料控除の対象になります。



お問合せは、お近くの農協または農業委員会事務局へ

仙台農業協同組合

美田園支店	美田園六丁目15-6	☎022-382-3125
館腰支店	植松三丁目4-5	☎022-382-2105
名取西支店	愛島郷二丁目1-1	☎022-384-7611
増田支店	増田二丁目6-34	☎022-382-2191

※農業者年金受給者の方がお亡くなりになられた場合は届出が必要です。届出に必要な書類等について、農業者年金受給口座を開設していた農協の支店へお問合せください。

名取市農業委員会事務局 …… ☎022-724-7154

名取市賃借料情報

令和6年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりです。

令和7年3月

名取市農業委員会

1 田(水稲)の部 賃借料水準(10a当たり)

締結(公告)された地域名	平均額(円) (平均玄米数量)	最高額(円) (最高玄米数量)	最低額(円) (最低玄米数量)	データ数(筆)	備考
増田	14,400 (34kg)	25,500 (60kg)	5,000 (12kg)	131	
閑上	12,800 (30kg)	19,100 (45kg)	4,000 (9kg)	38	
下増田	15,000 (35kg)	25,500 (60kg)	5,000 (12kg)	41	
館腰	13,400 (31kg)	25,500 (60kg)	3,000 (7kg)	225	
愛島	10,200 (24kg)	19,100 (45kg)	4,000 (9kg)	166	
高館	7,400 (17kg)	19,100 (45kg)	3,000 (7kg)	29	
名取市平均	12,500 (29kg)			630	

2 畑(普通畑)の部 賃借料水準(10a当たり)

締結(公告)された地域名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数(筆)	備考
増田	9,800	19,100	5,000	17	
閑上	4,700	5,000	4,000	6	
下増田	11,400	25,500	6,000	19	
館腰	11,400	21,300	4,000	10	
愛島	6,400	12,800	3,000	10	
高館	6,800	—	—	3	
名取市平均	9,600			65	

※1 賃借料を物納(玄米)としている場合は、令和6年産米の相対取引価格(令和7年1月・速報・宮城ひとめぼれ・農林水産省発表)である60kg当たり25,531円を乗じて算定し、賃借料に100円未満の端数がある場合は四捨五入を行い100円単位で表示。

※2 玄米数量については、60kg当たり25,531円で算定し、小数点以下を四捨五入して表示。

「全国農業新聞」購読のご案内

農業者の視点でお届けしています

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。紙面はオールカラーで、見やすさ、読みやすさを追求。地域を元気にするタイムリーな情報を提供しています。

■購読のお申し込みは農業委員会事務局へご連絡ください。

■月4回金曜日発行

月700円、年8,400円(消費税込み)

■発行所 全国農業会議所



令和7年度 名取市農作業標準料金表



令和7年度の農作業標準料金について、市内各関係機関・団体等の協議により次のとおり決定したのでお知らせします。

なお、作業条件や労働時間等については、この表を参考にお互い十分に協議してください。

作業名	作業内容	単位	標準額(円)
一般作業	1日の実労働時間は8時間とする 水田作業、畑作業	1日	8,400

農機具による農作業標準料金						
作 業 名		条 件		単 位	標準額(円)	
					消費税抜き額	消費税込み額
耕 う ん ※1	水 田 作 業	耕起(春・秋同額)		10a	6,364	7,000
		碎土		10a	5,000	5,500
	畑 作 業	すき起こし		10a	5,909	6,500
		ロータリー		10a	5,909	6,500
代 か き ※1				10a	7,000	7,700
田 植 ※1	機 械 植	育 苗		1箱	800	880
			殺虫・殺菌剤入	1箱	1,045	1,150
		田植機使用(育苗除く)		10a	7,500	8,250
	側条施肥植	同上(肥料は、依頼者負担とする)		10a	8,500	9,350
刈 取 ※1	コンバイン	一貫作業(運搬・乾燥・籾摺りを含む)		10a	34,728	38,200
		一貫作業(上記作業に色彩選別を含む)		10a	38,491	42,340
		刈取り・運搬のみ		10a	18,909	20,800
	乾 燥	生籾		10a	8,963	9,860
	籾摺り調整			30kg	419	460
色 彩 選 別		籾摺りの場合(一連作業)		30kg	220	242
		別途持ち込みの場合		30kg	325	357
防 除	水・薬剤費は 含まない (1回当たり)	背負い動力散布機		10a	700	770
		ブームスプレーヤー(作業のみ)		10a	1,909	2,100
		ドローン・ラジヘリ (連たん 30a以上)	整理地	10a	1,428	1,570
			未整理地	10a	1,909	2,100
肥 料 散 布		散布のみ(肥料は含まない。1回あたり)		10a	1,000	1,100
草	畦 畔	草刈り機(背負い)		1m	19	20
刈 ※2	畦畔・全面	草刈り機(自走式)		1時間	3,637	4,000
		草刈り機(乗用モア)		1時間	6,364	7,000
わら収集		梱包まで(搬出は含まない)		10a	5,264	5,790
畔 ぬ り		機械(トラクター)		1m	42	46
均 平		レーザーレベラー(耕耘別、1回当たり)		10a	18,000	19,800

※1 耕うん、代かき、田植、刈取作業(一貫作業含)は、未整理地10aにつき、標準金額に1,100円を加算

※2 草刈機は、すべて燃料込みで1回当たりの金額

この情報は、あくまでも「目安」です。ほ場の条件や作業内容等に応じて、両方で協議の上、決めてください。

適用期間: 令和7年4月1日～令和8年3月31日

令和7年3月 名取市農作業標準料金設定協議会